

熊本地震に伴う経済支援（平成29年4月新入生用）

熊本地震により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、これらの震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。

対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

1. 入学料・授業料免除（震災分）

（1）支援対象者

以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

- ①災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、り災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※災害救助法適用地域

（ホームページ http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chilki/genzai.html#2016kumamoto 参照）

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

入学料免除・授業料免除とも

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」となり、著しい被害を受けた場合

（2）申請方法

次の①、②の書類をとりまとめのうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口）へ提出してください。

なお、①、②の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ①熊本地震に伴う入学料・授業料免除願（所定用紙）

→ホームページ（<http://www2.hetohoku.ac.jp/menjo/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領。

- ②死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

※入学料免除について

○入学手続き時には入学料を納付しないで、「入学料免除・徴収猶予に関する申出書」の「入学料免除を申請」にチェックを入れ、入学料免除申請の意思を示してください。

○入学手続き時の意思表示の外に、別途上記①、②の書類の提出が必要です。

○入学料免除の結果が半額免除もしくは不許可の場合、入学料振込依頼書を郵送しますので、**入学料免除申請者は結果通知用封筒（宛先を記入し、82円切手を貼付した長形3号封筒）を併せて提出してください。**

○入学料の納付が困難な方を対象としています。**入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。**

（3）申請期間 平成29年3月3日（金）～3月28日（火）まで

※申請書類を期日までに用意できない方、入院・長期出張等やむをえない事情により受付窓口
に持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

※締切期日以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

※平成29年度後期分の申請期間は、平成29年8月上旬までに掲示板等でお知らせします。

○その他の経済支援

(1) 入学料・授業料免除制度（一般枠）

熊本地震に伴う経済支援とは別に、経済的理由等により入学料・授業料を納付することが困難な方を対象とした従前からの入学料・授業料免除制度（一般枠）があります。

詳細は、<http://www2.ze.tohoku.ac.jp/menjo/>をご覧ください。

(2) 各奨学団体奨学金

熊本地震に伴う経済支援とは別に、学業優秀・品行方正であり、経済的理由により修学が困難と認められる方を対象とした各奨学団体奨学金（給与型（返済義務無し）や無利子貸与型）があります。

詳細は、<http://www2.ze.tohoku.ac.jp/shogaku/>をご覧ください。

【問い合わせ先】 平日8：30～17：00 東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係 (川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口) 〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地 電話：022-795-7816
